

事務連絡  
令和2年3月18日

各都道府県 子ども・子育て支援交付金 ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」に係る  
令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について  
(その3)

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

緊急対応策に係る子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について、各都道府県、市町村におかれましては、短期間での作業にもかかわらず、申請手続等に御協力いただき、本日付で変更交付決定通知依頼書をお送りさせていただいたところで

す。そのうえで、改めて、下記の内容について、御連絡いたしますので、貴管内市町村(特別区を含む。)に対して御連絡いただくとともに、手続き等について遺漏無きようお願いいたします。

## 記

1. 学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に対する財政措置等の、市町村から事業者への支払いに当たっては、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に御配慮いただくようお願いしてきたところですが、今般の交付決定を踏まえて、改めて、事業者への支払いについて、速やかに御対応いただきますようお願いいたします。
2. 今般の財政措置の交付を受けるためには、3月中に交付決定手続きまでを終える必要があります。  
3月16日付事務連絡(その2)においても、申請に漏れがないか等について、御確認をお願いしたところですが、特に、小学校の全国一斉の臨時休業の要請に関連した放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に対する財政措置については、

国庫負担割合を 10/10 として補助することとしており、小学校の臨時休業により、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を午前中から開所しているにもかかわらず、特例措置分の申請が行われていないことがないよう、改めて、御確認をお願いいたします。

なお、今回の交付決定に間に合わず、追加の申請が必要となった場合については、申請を受け付けますので、速やかに、御連絡をお願いいたします。

**【提出先・担当】**

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付事業第1係

TEL：03-5253-2111（内線 38456）

E-mail：[tiiki.kodomo@cao.go.jp](mailto:tiiki.kodomo@cao.go.jp)